

岩手県監査委員告示第7号

行政監査及び定期監査の結果の公表（令和5年岩手県監査委員告示第32号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年2月6日

岩手県監査委員 五日市 王
岩手県監査委員 川村 伸 浩
岩手県監査委員 五味 克 仁
岩手県監査委員 中野 玲 子

1 監査対象機関名 県土整備部（流域下水道事業に限る。）

2 監査実施日

（1）予備監査実施日 令和5年6月29日から同月30日まで

（2）本監査実施日 令和5年7月28日

3 監査結果の公表の日 令和5年8月25日

4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
委託業務の執行に当たり、変更契約の時期が不適當なものがあつたので、適正な事務の執行に努められたい。	今後は、同様の事案が発生しないよう、委託料の増減が生じる場合は速やかに指示書を発行するとともに、適切な時期に変更契約を行うこととし、担当課長が変更契約の事務処理状況のスケジュール管理を行うこととした。